

御嵩町

新庁舎等整備事業 説明会



【日程】

令和4年9月18日(日) 13時30分～14時30分 中公民館3階大ホール
令和4年9月20日(火) 19時00分～20時00分 伏見公民館3階大ホール
令和4年9月22日(木) 19時00分～20時00分 上之郷公民館2階大ホール

耐震性がなく、設備の劣化が顕著な現庁舎

現在の御嵩町役場本庁舎

1979年(昭和54年)竣工(43年経過)

当時、仮庁舎として建てられ10年程度使用することを想定し建設



現庁舎は、建物全体にひび割れ等の損傷が多数発生しています

外壁のひび割れ



外壁のひび割れ



コンクリートの剥離



内壁の損傷



各所において設備の劣化が発生、バリアフリーやプライバシーへの十分な配慮ができていないことが課題となっています

1階女子トイレ



議場(傍聴席)



老朽化した設備機器



1階相談窓口



現庁舎は耐震診断の結果、Is値0.21であり、震度6弱で倒壊または崩壊する恐れがあります

Is値(H24耐震診断)

災害対策の拠点

階数	南北方向	東西方向
2階	0.21	0.44
1階	0.28	0.27

0.9 以上

倒壊または崩壊する
危険性が高い

中保育園、中児童館も庁舎同様に耐震化がされておらず、喫緊の課題となっています

耐震化されていない中保育園(左)、中児童館(右)

中保育園



Is値 0.42

中児童館



Is値 0.48

広く町民の意見を聞き、議論を重ねながら事業を進めてきました

時 期	内 容
平成27年8月	庁舎整備検討委員会設置
平成29年5月	行政懇談会
平成29年9月	新庁舎建設検討委員会設置
平成30年5月	行政懇談会
平成30年6月	基本構想(案)パブリックコメント
平成30年8月	広報紙掲載(基本構想策定)
令和元年5月	行政懇談会
令和元年8月	基本計画(案)パブリックコメント
令和元年10月	広報紙掲載(基本計画策定)
令和2年5月	行政懇談会(動画説明)
令和2年6月	地元自治会説明会



広く町民の意見を聞き、議論を重ねながら事業を進めてきました

時 期	内 容
令和2年8月	住民ヒアリング(ぽっぽ館ほか)
令和2年9月	第1回町民ワークショップ
令和2年10月	第2回町民ワークショップ
令和2年11月	住民ヒアリング(各種団体ほか)
令和3年5月	基本設計(案)パブリックコメント
令和3年6月	行政懇談会(動画説明)
令和3年7月	広報紙掲載(基本設計策定)
令和3年7月	住民ヒアリング(防災士ほか)
令和4年5月	地元自治会、水利組合説明会
令和4年5月	行政懇談会
令和4年7月	関係者等説明会



議会住民懇談会を複数回開催し、議会と町民が一体となってこの事業に取り組んできました

平成28年9月、議会において「新庁舎整備特別委員会」を設置
令和元年8月、議会において「新庁舎等建設特別委員会」を設置

【議会住民懇談会を開催】

- ①平成28年8月21日
今後の御嵩町の公共施設を考える
- ②平成29年6月25日
新庁舎の場所と建物について考える
- ③令和2年2月16日
新庁舎をどんな風にしたい
住みたくなるまちってどんなまち？



計画地は、地震発生時の物資等を輸送する道路に隣接し、名鉄広見線(御嵩駅)に近く、農地への影響の少ないエリアを選定しました



御嵩駅

国道21号バイパス(第1次緊急輸送道路)

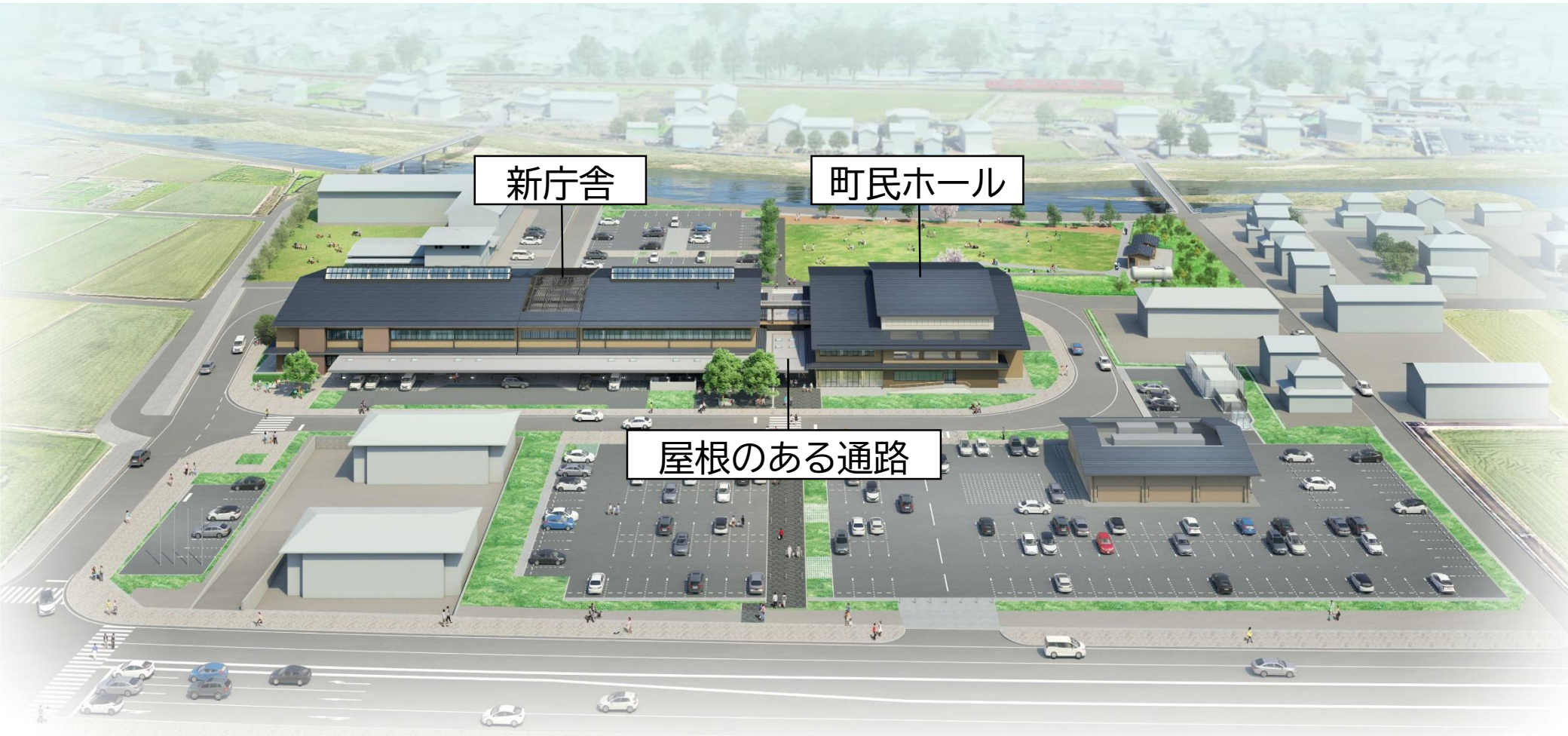
御嵩町役場、中保育園、中児童館の3施設+防災拠点施設(町民ホール)を
集約化します



新庁舎等の周辺には、名鉄広見線、願興寺、御嶽宿、みたけの森などの観光資源に近く、イベントや今後のまちづくりの発展の可能性が広がります



新庁舎と町民ホールは隣接し、相互活用ができます。また、屋根を設けることで、雨天の行き来も可能です



計画地北側には、保育園、児童館、防災広場を設けており、子供が遊んだり、家族でご利用いただくことも可能です



新庁舎と町民ホールの外観です



新庁舎には、多目的スペース等のエリアを用意しており、町民の方が、用事がなくても来庁し、過ごしていただけます



議場は馬蹄形とし、バリアフリーに対応した傍聴席を整備するなど、配置計画の検討にあたっては議会にて決定してきました



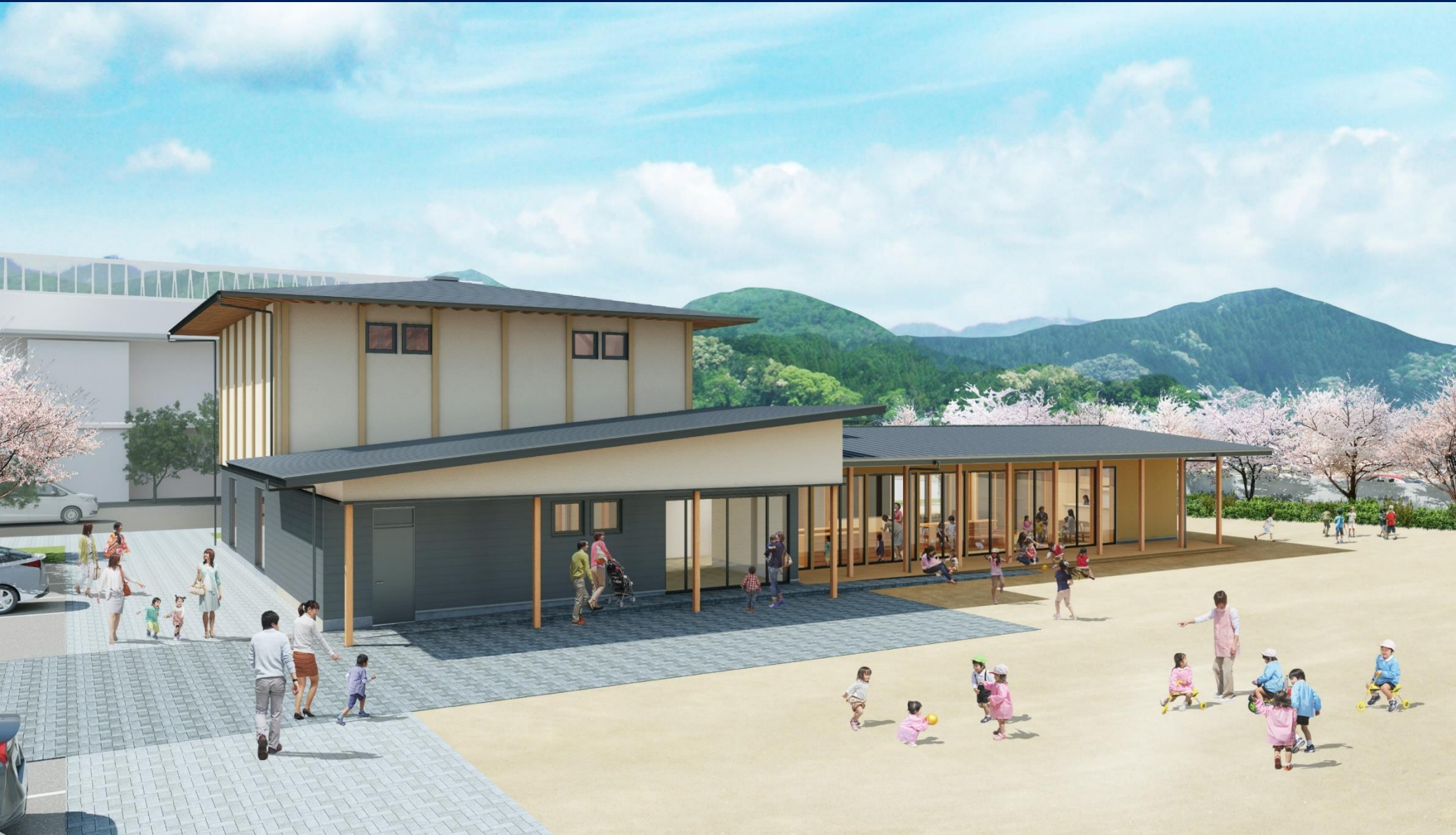
町民からの要望もある町民ホールを新設し、町内の学生や各種団体の晴れの舞台として、活用されます



町民ホールは、可動する椅子を採用しており、イメージのように椅子を収納することができます。フラットな場所で様々な活動が可能です



中児童館の外観です



子どもたちが楽しく遊びまわれる遊戯室を設けるほか、図書コーナーも整備します



防災広場のイメージです。日常では、大きな芝生広場として、皆様にご利用いただき、災害時には、災害活動の場として活用されます

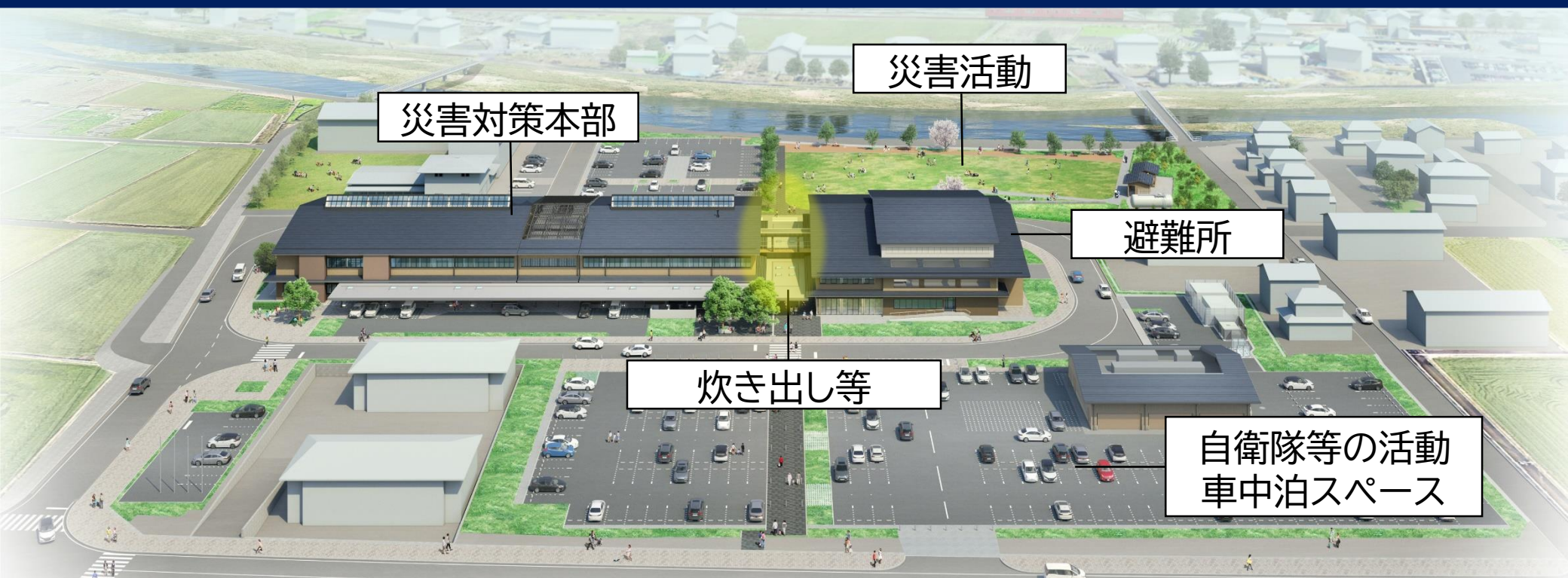
北側から望む



【出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：左熊本県、中嘉島町、右宇城市】



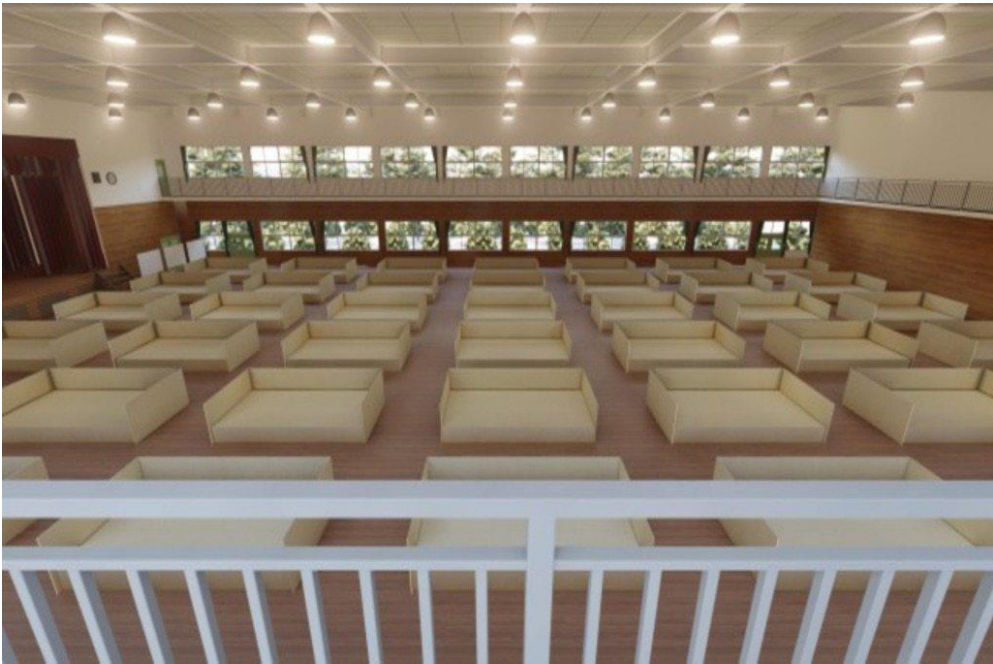
災害時には、災害対策本部や避難所、自衛隊等の活動を想定をしており、御嵩町の防災力向上が期待されます



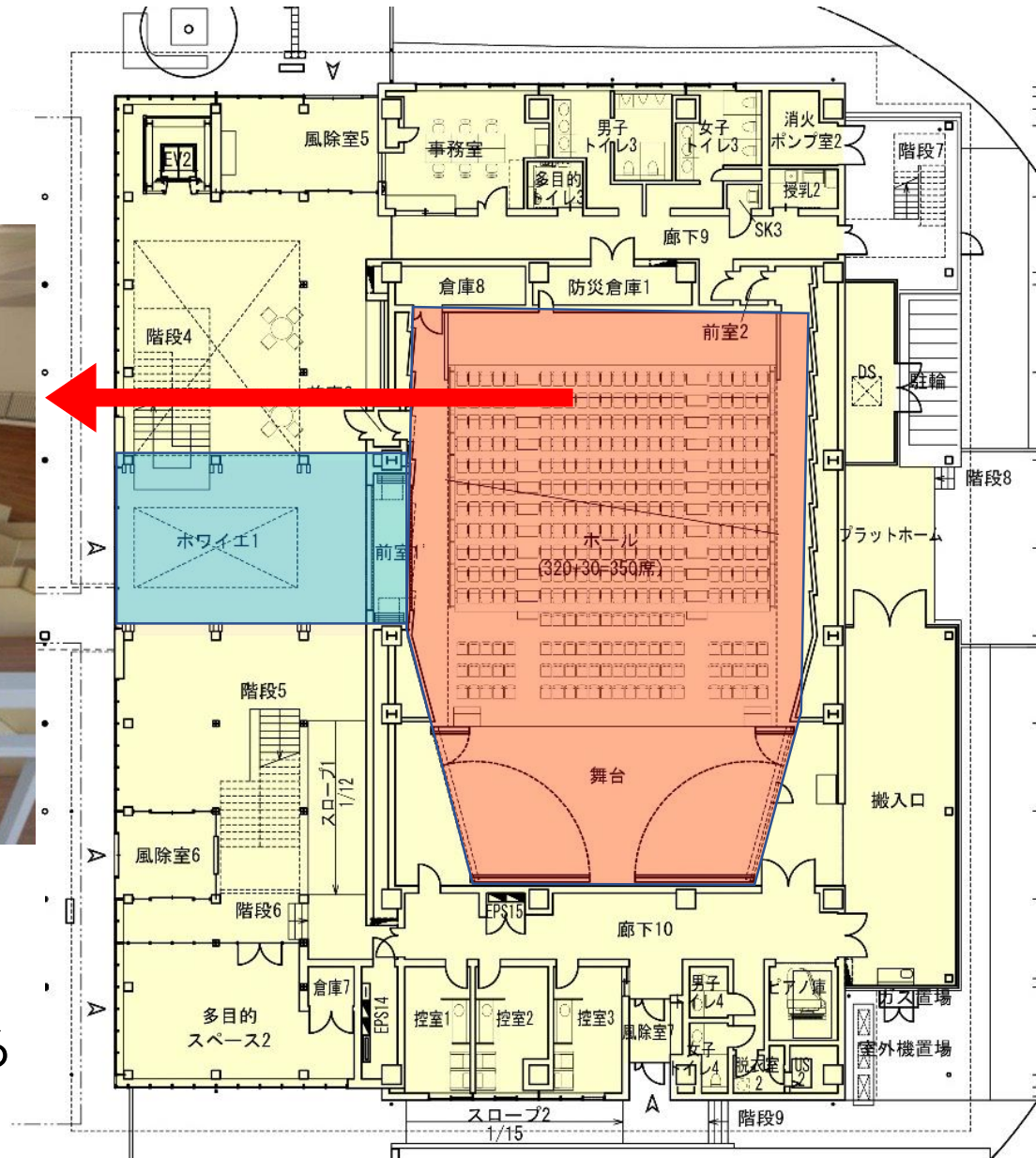
【出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：益城町】

災害時には、ホール部分を避難所として活用が可能です。大きな可動壁により物資の搬入も可能となります

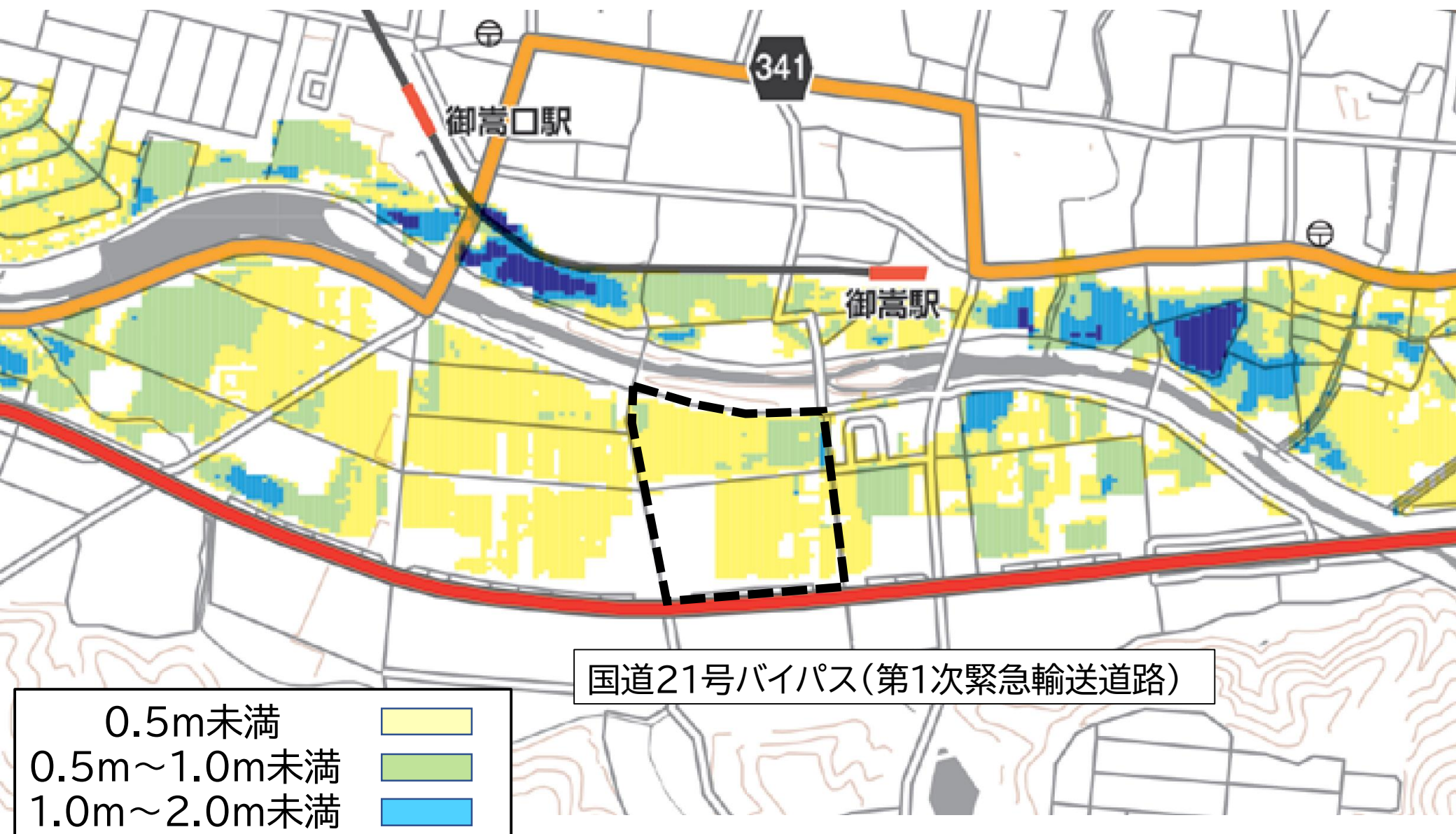
避難所スペースとしての活用イメージ



可動式のイスを収納することにより
約300㎡(15m×20m)フラットな空間
を有効に活用することができる

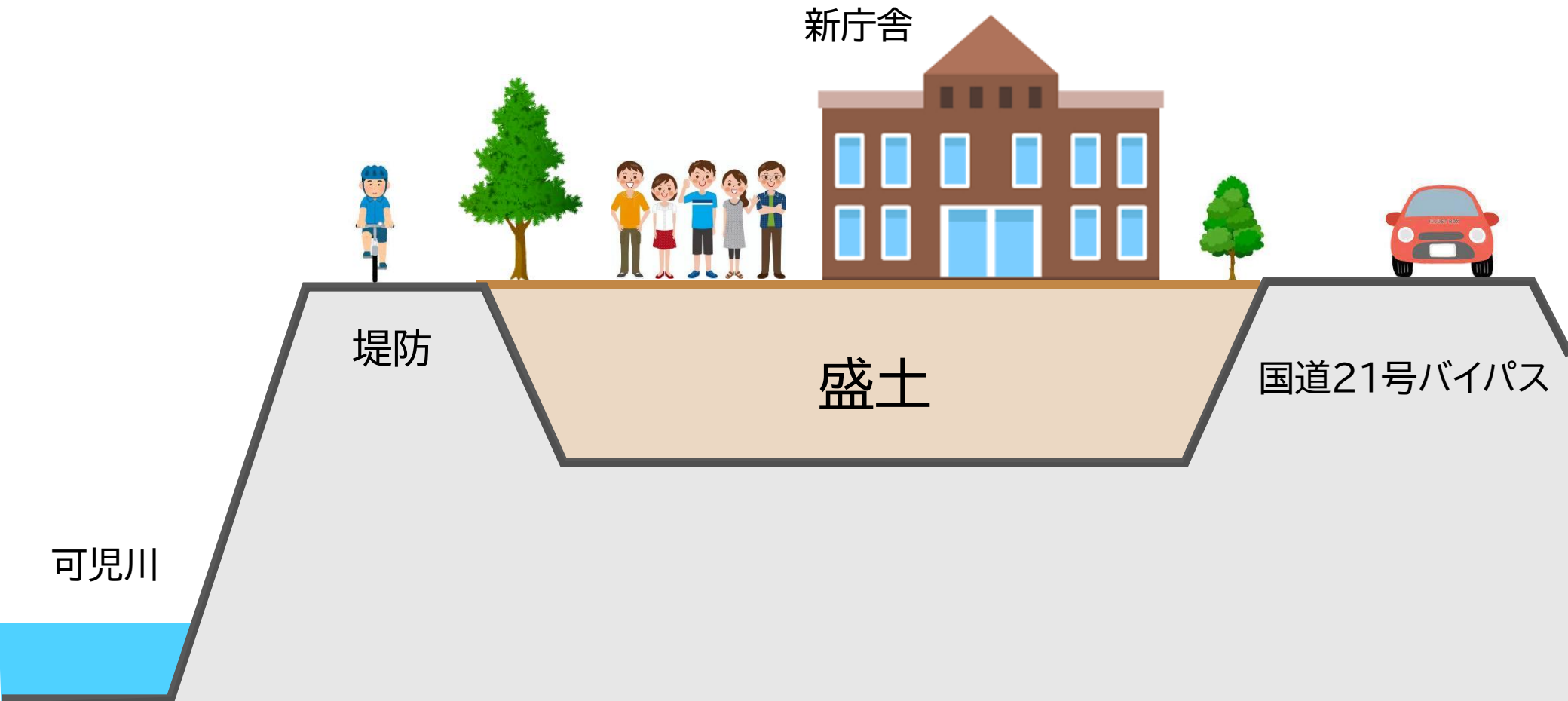


現在の御嵩町ハザードマップ浸水想定区域になります。現状は農地の状態のため、浸水の想定がされています(100年確率)

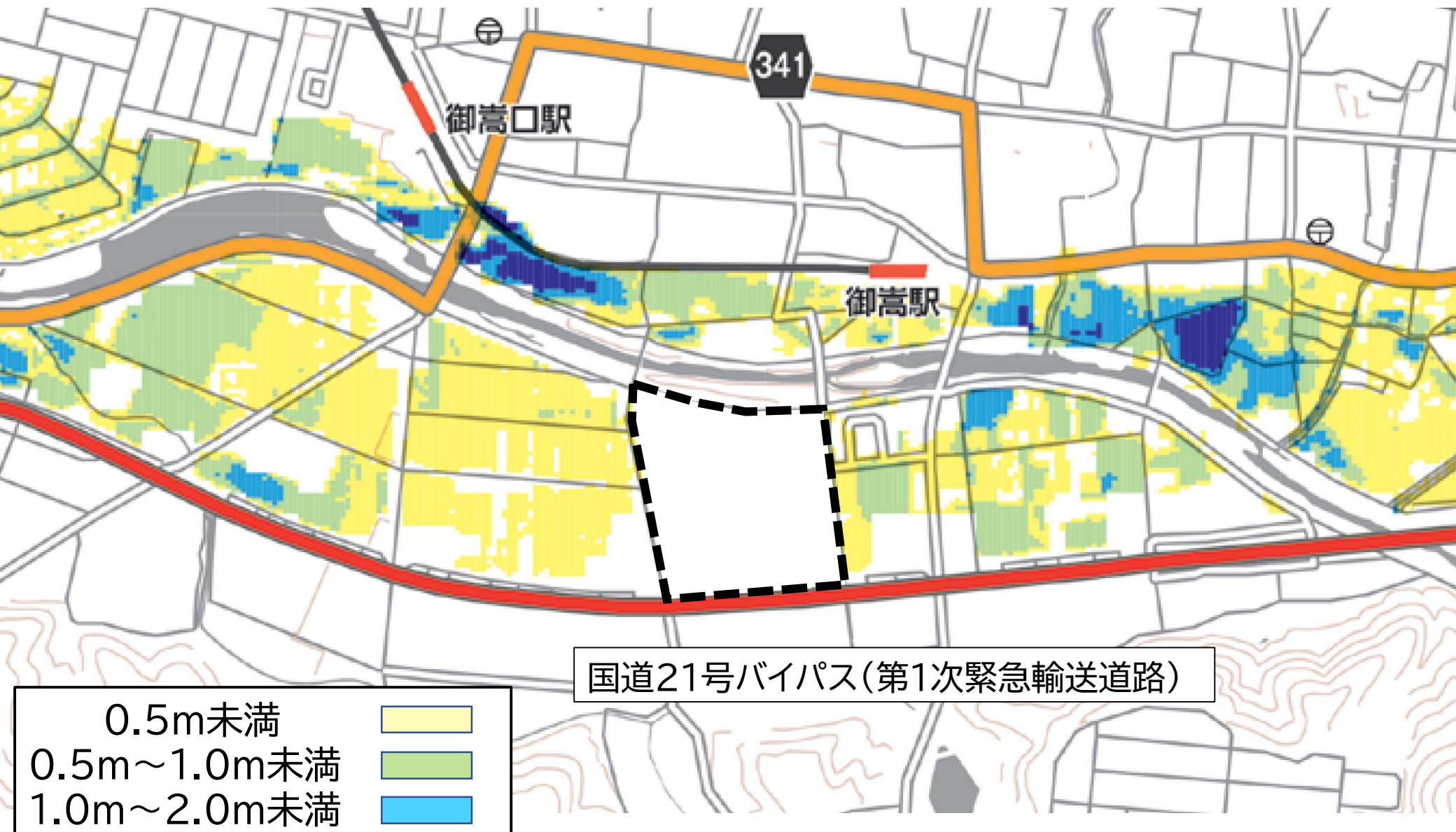


新庁舎計画地は、国道21号バイパスと可児川の堤防と同じ高さまで盛土をし、浸水対策を図ります

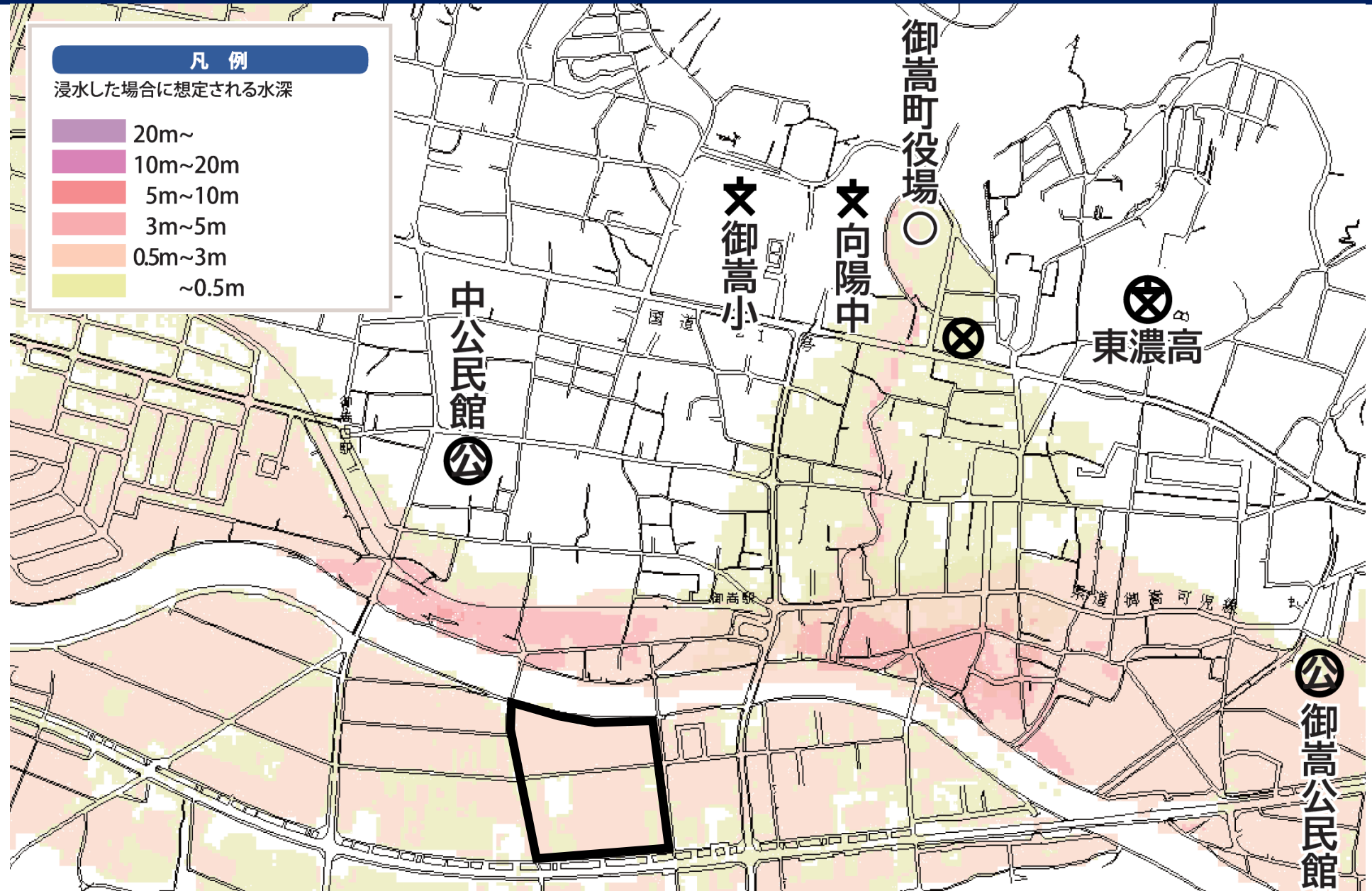
新庁舎計画地を横の断面から見たイメージ



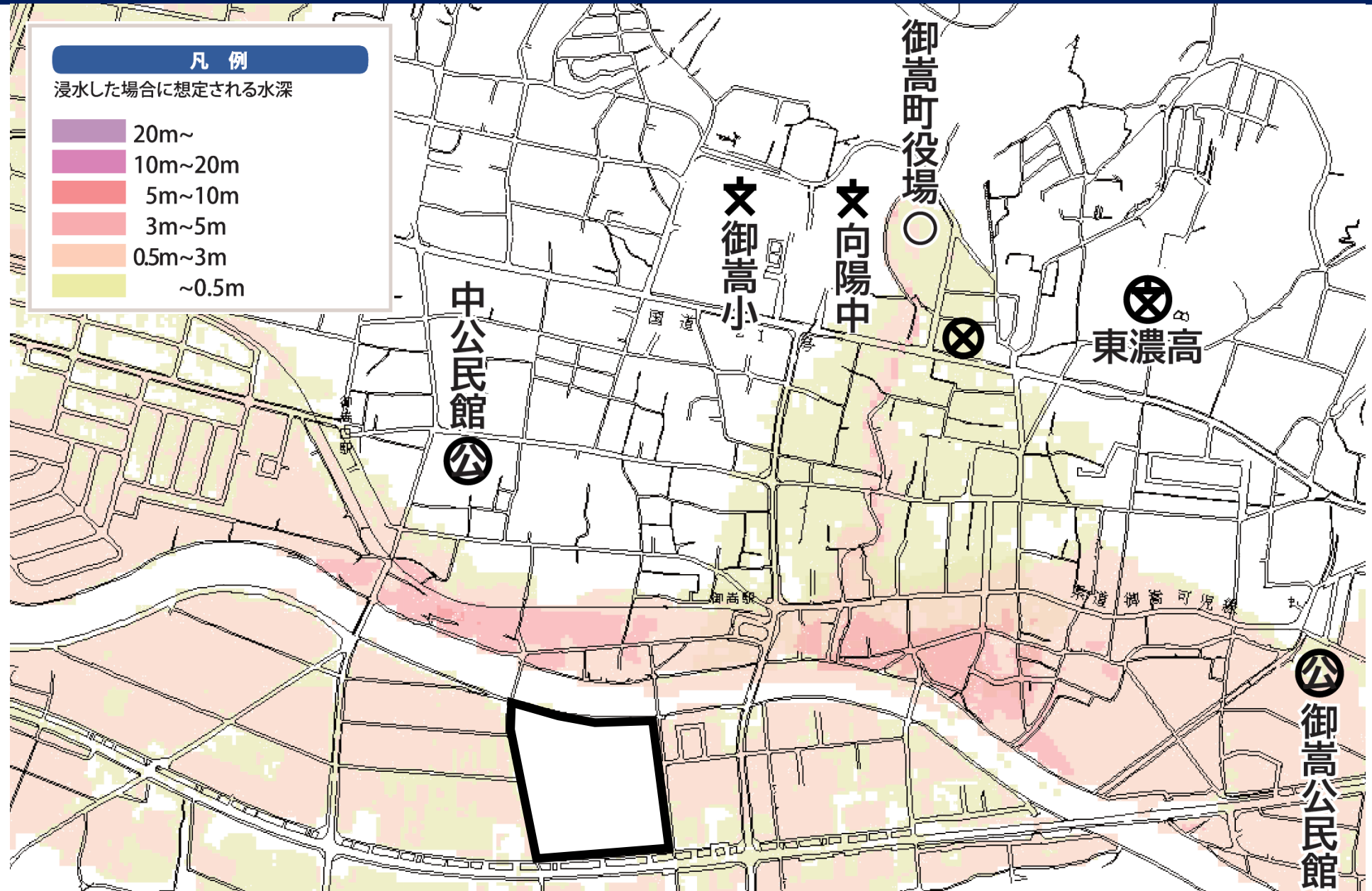
このため新庁舎計画地は浸水想定区域から外れ、隣接する国道21号バイパス(第1次緊急輸送道路)との接続により災害時のアクセス性を確保



1000年に一度の大雨による浸水想定区域では、現庁舎も浸水区域に入りますが、新庁舎計画地は盛り土により安全性を確保します



1000年に一度の大雨による浸水想定区域では、現庁舎も浸水区域に入りますが、新庁舎計画地は盛り土により安全性を確保します



総事業費は78億円を見込んでいます。昨今の社会情勢の影響により物価上昇が懸念されますが、引き続き事業費の縮減に努めてまいります

総事業費78億円

予算措置済72億円



+

※反対議員の影響で
今後必要となってくる予算

予算未措置

盛土購入費6億円

【盛土購入費の算出根拠】

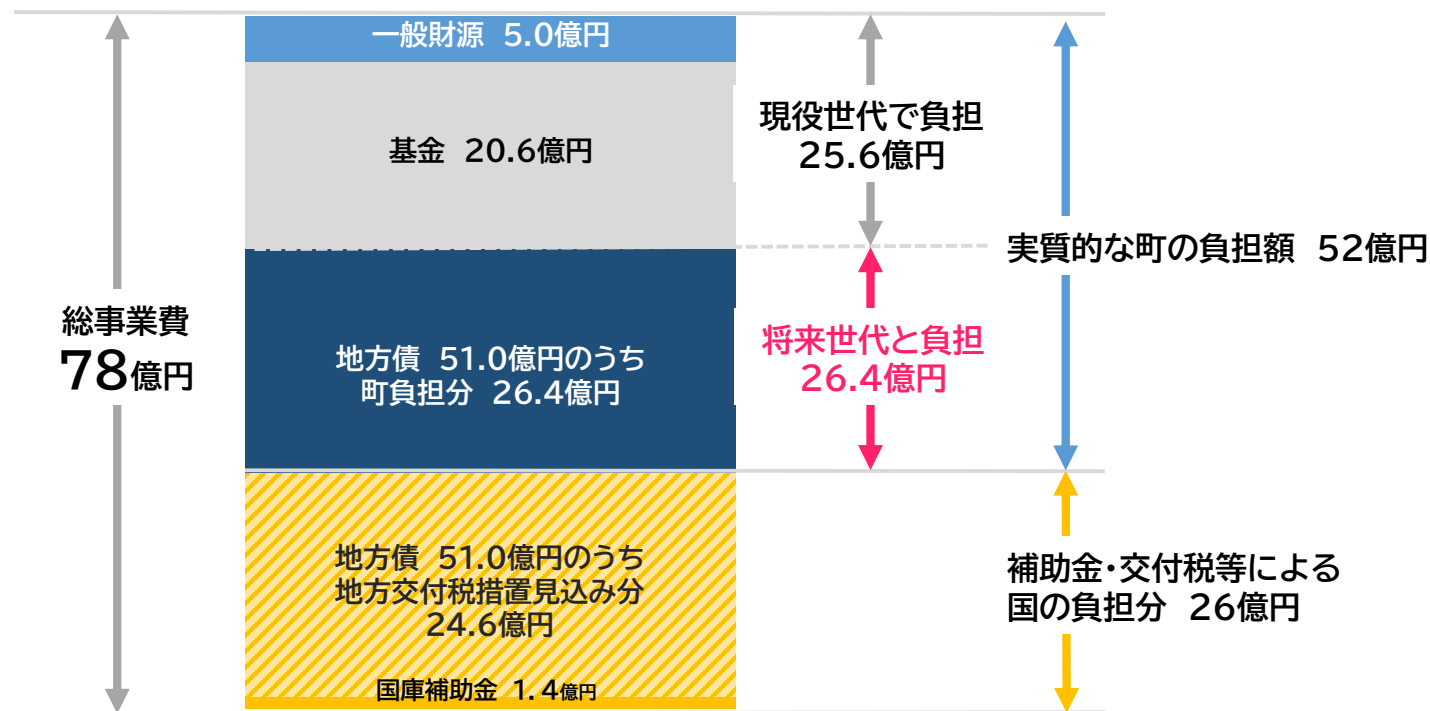
必要土量: 10万m³

盛土材単価: 3500円

土木経費: 1.7 として算出

$100,000 \times 3,500 \times 1.7 = \text{約} 6 \text{億}$

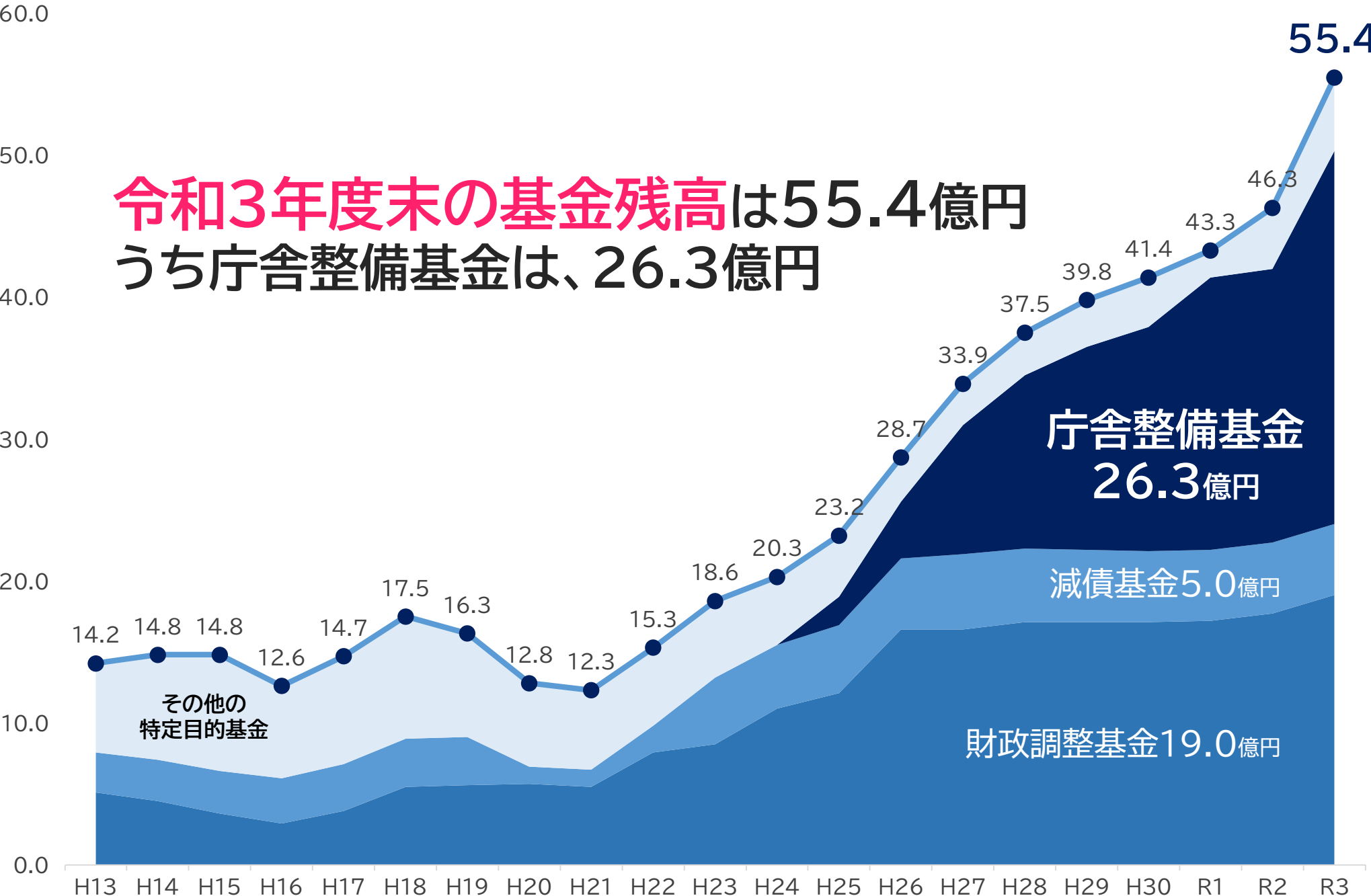
予算総額72億円と盛土代6億円を合わせた場合



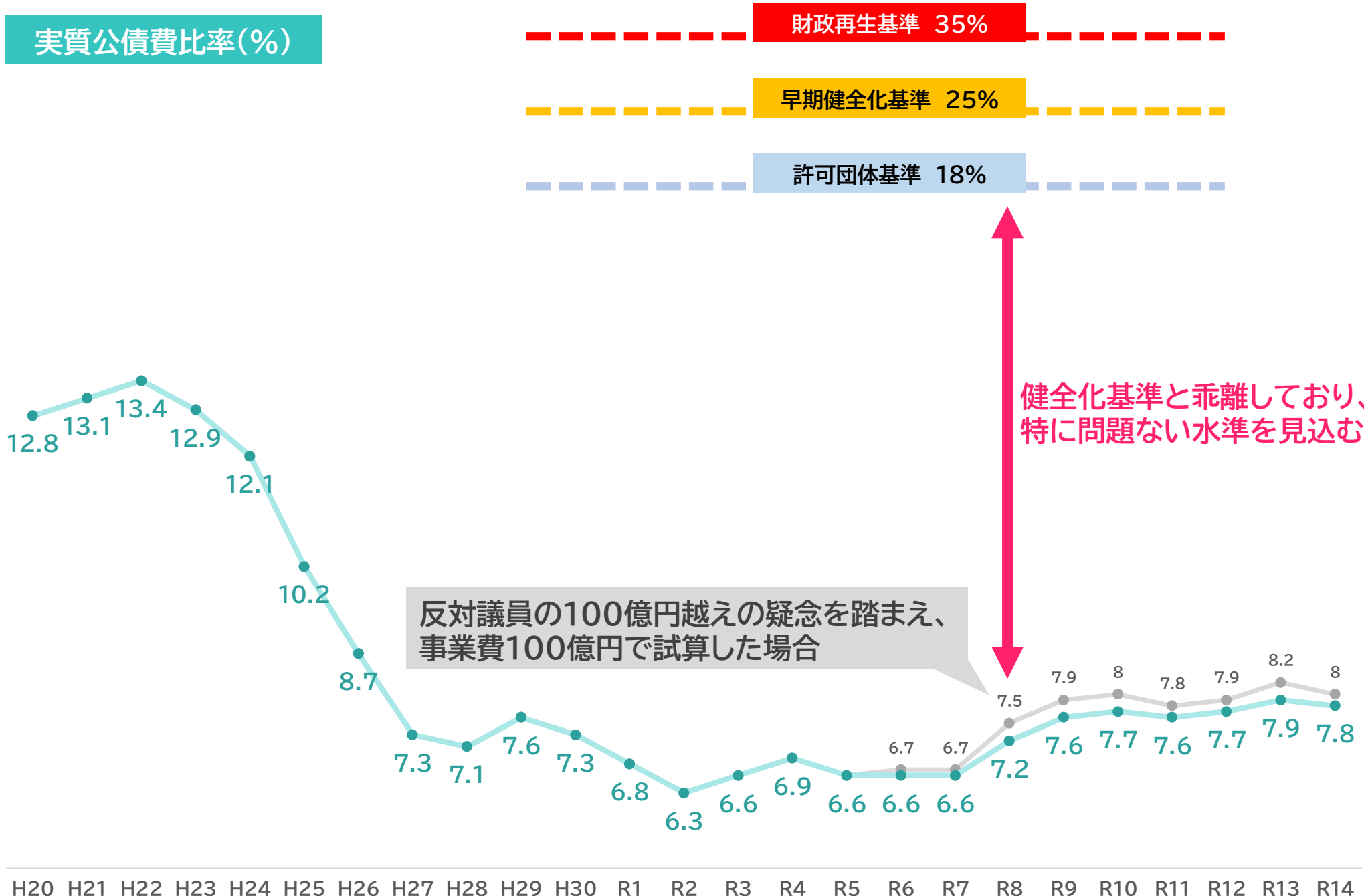
御嵩町が借り入れる金額 (地方債発行見込額)	—	国からいただける金額 (交付税措置見込額)	=	御嵩町の返済する金額 (実質負担額)
51.0億円		24.6億円		26.4億円

実質負担額合計 26.4億円 ÷ 平均的な償還年数 30年間 = 実質的な年負担額 約8,800万円

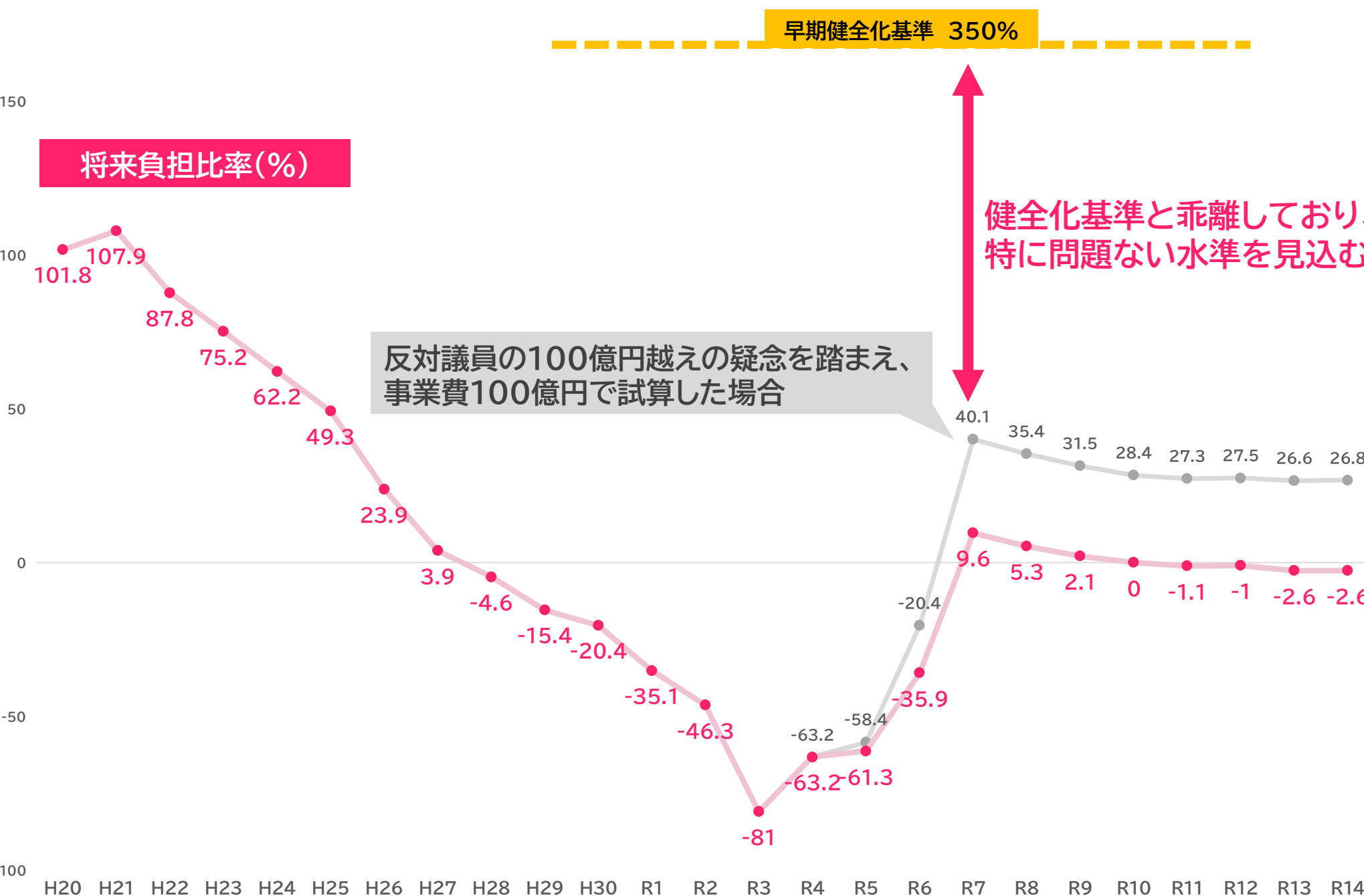
基金残高の推移と内訳



本事業実施を踏まえた実質公債費比率の推移と今後の見込



将来負担比率の推移と見込



主なご質問に対する回答(1)

Q:総事業費が、なぜ膨れ上がったのか。

A: 総事業費が膨れ上がったわけではありません。

基本計画(R1.9)でお示しした41億円や基本設計(R3.6)でお示した43.5億円は、建物のみの概算費用を公表したものです。建物のみの事業費であり、総事業費ではありません。

土地に関する造成設計は、建物含む道路や水路などの構造物が決まらないと、設計ができません。順に造成設計を行い、概算工事費を算出し、総事業費は72億円と反対議員の影響による盛土購入費6億円を合わせ、78億円と見込んでおります。

主なご質問に対する回答(2)

Q:総事業費は町に大きな負担を与えないか。

A: 新庁舎等整備事業は、これまで、実現に向けて計画的に基金(貯金)を積み立ててきました。

加えて、国からより多くのお金が戻ってくる借金のみを選択し、負担が少なくなるように計画しています。

町民ホールや防災広場などは、緊急防災・減災事業債という、国から特に多くのお金が戻ってくる借金が使えますので、町の負担が少なく実施が可能と考えています。

主なご質問に対する回答(3)

Q:計画地は、防災拠点としての安全性は大丈夫か。

A: 新庁舎等整備事業は、耐震化対策のために、検討してきました。地震が頻発する中、「南海トラフ巨大地震」が今後40年以内に90%程度の確率で発生するとされていることから、防災拠点の整備を進めてきた事業です。

また、水害においては、100年、1000年確率の想定降雨でも、盛土をすることにより、浸水しない計画にして、安全性を確保しています。

主なご質問に対する回答(4)

Q:計画地の一部が副町長の所有地であり、利害関係のある当事者のため、妥当性に疑問が生じる。

A: 土地を所有しているのは事実です。

地権者27名の内の1名に過ぎません。
(全体面積の3%程度にしか過ぎません)

事業用地として、提供の意思を示している
もので、法的に何ら問題はありません。
町として疑義は持っていません。



おことわり

・本資料で示した財政推計は、現時点で把握できる数値を基に一定の前提条件をおいたうえで行った極めて粗い試算であり、今後の社会情勢、景気動向、地方財政制度の改正や決算状況等で変動する可能性は十分にあるため、数値、額等については幅をもって見る必要があります。あらかじめご了承ください。